

伊那市防災コミュニティセンター利用料金等の減免に関する基準を次のように定めます。

平成30年3月29日

伊那市長 白鳥 孝

伊那市防災コミュニティセンター利用料金等の減免に関する基準

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市防災コミュニティセンター条例（平成30年伊那市条例第24号）第9条の規定による利用料金の減額又は免除及び同条例第19条の規定による使用料の減額又は免除（以下これらを「減免」という。）に関し、その減免の基準を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 利用料金及び使用料（以下「利用料金等」という。）の減免に係る対象事由及び減免額は、別表に定めるところによる。

(補則)

第3条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

対象事由	減免額
1 市又は伊那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催するもの	全額
2 市又は教育委員会が共催するもの	全額
3 市内の保育園、小学校、中学校又は養護学校がその管理下で行うもの	全額
4 市内の小学校又は中学校がその管理下で行う市内校のみで行う部活動	全額
5 長野県中学校体育連盟が主催する大会	全額

6 国民体育大会の地区予選会を含む県予選会	全額
7 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人の団体による催事	全額
8 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の交付を受けている者並びに必要と認められる引率者及び介護人による催事	全額
9 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びに引率者及び介護人による催事	全額
10 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設の児童及び入所者並びに必要と認められる引率者及び介護人の団体による催事	全額
11 市内の自主防災組織が行う催事	全額
12 伊那市体育協会の加盟団体が行う催事	附属設備等の利用料金等を除く利用料金等の2分の1の額
13 長野県高等学校体育連盟又は長野県高等学校文化連盟の加盟団体が行う催事	附属設備等の利用料金等を除く利用料金等の2分の1の額
14 長野県高等学校野球連盟が主催する催事	附属設備等の利用料金等を除く利用料金等の2分の1の額
15 市内の高等学校がその管理下で行うもの	附属設備等の利用料金等を除く利用料金等の2分の1の額
16 市内の体育団体又は文化団体が市又は教育委員会の後援を受けて開催するもの	附属設備等の利用料金等を除く利用料金等の2分の1の額
17 その他市長が特に必要と認める場合	その都度市長が必要と認める額